

## 「徳島県食の安全・安心基本指針」の改定（案）の概要

### 1 指針の位置づけ

「徳島県食の安全安心推進条例」に基づき、食品の生産から消費に至る一貫した食の安全・安心の確保に関する基本的な施策を明らかにした指針

### 2 改定の背景

- ・食品流通のグローバル化が進展する中、  
H A C C Pの制度化による食品衛生管理の国際標準化が重要
- ・本年7月、消費者庁が「消費者行政新未来創造オフィス」を県庁に設置
- ・食の安全・安心に関して、  
消費者庁が本県と連携しながら先駆的なプロジェクトを実施

### 3 主な取組み

- ① 食の安全・安心確保のための相互理解の推進（消費者庁と連携）
  - ・多様な関係者を通じたリスクコミュニケーションの推進
  - ・栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育の推進
- ② 安全・安心な食品等の製造・加工と流通の促進
  - ・H A C C Pによる自主管理体制の促進
- ③ 消費者の信頼確保のための適正表示の推進
  - ・市町村、消費者団体と連携した食品表示監視体制の強化
  - ・食品表示相談体制の充実
- ④ 農林水産物、加工食品に関する調査研究及び試験検査
  - ・L E D等を利用した化学農薬に頼らない防除技術の開発及び普及
- ⑤ 人材育成と自主管理体制の支援
  - ・事業者の各種認定・認証の取得に向けた支援

### 4 今後の予定

6月議会閉会后、改定、公表